

# 免税手続電子化の準備はお済みですか？

2020年4月より開始された電子化制度では、承認送信事業者の認可を取得した**免税事業社のシステム導入が必要**になります。

※電子化対応には、免税店様にて別途税務署への申請手続きが必要です。



**承認送信事業者の認可取得！**  
**J&J Tax Freeに全てお任せください！**

## 従来と電子化との主な変更点

変更点	電子化制度	メリット
免税書類の作成が不要	購入記録情報のデータ送信	プリンターの用意不要
購入記録票の パスポート貼付不要	購入記録情報のデータ送信	貼付、割印等の作業がなくなり <b>時間短縮</b>
購入者誓約書の廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>署名不要</li> <li>購入記録情報のデータ保管</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手続きの<b>時間短縮</b></li> <li>保管スペース不要</li> </ul>

**免税手続き負荷軽減に繋がるため、早期ご対応をお勧めします！**

【お問合せ先】

株式会社J&J Tax Free営業部 小室

TEL:03-3500-1692

メール: [jtf@jjtf](mailto:jtf@jjtf)



Japan.  
Tax-free  
Shop

